

# 2024 年度 文化学園大学大学院学則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 文化学園大学大学院（以下「本大学院」という。）は、「新しい美と文化の創造」を建学の精神とし、文化学園大学の各学部の教育を基礎に、被服学・生活環境学・国際文化に関するより高度な学術の理論を教授研究するとともに、これを応用・展開する能力を涵養し、文化の進展に寄与することができる人材を育成することを目的とする。

### (自己点検・評価)

第2条 本大学院は前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項に関する規程は別に定める。

3 本大学院は第1項の措置の他に、一定の期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受ける。

### (情報の公開)

第3条 本大学院は法令に基づき、刊行物の掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、教育研究活動の状況についての情報を公開する。

### (専攻)

第4条 本大学院に次に掲げる研究科、課程を置く。

研究科、専攻及び学生の定員は次のとおりとする。

			入学定員	収容定員
生活環境学研究科	被服環境学専攻	博士後期課程	2名	6名
	被服学専攻	博士前期課程	20名	40名
	生活環境学専攻	修士課程	6名	12名
国際文化研究科	国際文化専攻	修士課程	6名	12名

2 前項における博士前期課程と修士課程にダブルディグリー課程を置くことができる。

### (研究科・専攻の人材養成目的)

第5条 生活環境学研究科は、大学の服装学部・造形学部における教育・研究に立脚し、人間を取り巻く生活環境を体系的かつ総合的にとらえ、より高度な学術研究を通して、各領域における課題探求能力に優れ、社会で指導的役割を果たすことのできる創造性豊かな人材の育成を目的とする。

(1) 被服環境学専攻（博士後期課程）は、服装を人間に最も近い生理的・物理的・社会的・文化的環境としてとらえ、基盤となる諸領域の基礎理論を確実に理解し課題解決に向けた発展的研究能力を涵養するとともに、被服環境全体を俯瞰する幅広い総合力と国際的コミュニケーション能力を有する指導的人材の育成を目的とする。

- (2) 被服学専攻（博士前期課程）は、服装学部の教育研究を基礎に、より専門的かつ高度な知識・技術を習得し、研究方法を体得することを通じて、服装の教育研究分野における研究者、並びに、アパレル産業分野で活躍する高度な専門的知識を持った人材の育成を目的とする。
- (3) 生活環境学専攻（修士課程）は、造形学部の教育研究の基礎の上に、より専門的かつ高度な知識・技術を習得させ、研究方法を体得させることを通じて、建築・住居・インテリア・生活造形等の生活環境に関する研究者及び創造的かつ高度な専門的知識を持った人材の育成を目的とする。
- 2 国際文化研究科は、大学の国際文化学部における教育・研究に立脚し、現代社会を多様な観点からとらえ、より高度な学術研究を通して、当該分野に関する課題探究能力に優れ、国際社会で指導的役割を果たすことのできる創造性豊かな人材の育成を目的とする。
- (1) 国際文化専攻（修士課程）は、国際文化学部の教育・研究の基礎の上に、より専門的かつ高度な知識・技術を習得し、研究方法を体得することを通して、国際文化学・健康心理学に関する研究者及び創造的かつ高度な専門的知識を持つ真の国際人の育成を目的とする。

(修業年限)

第6条 修業年限は博士前期課程・修士課程2年、博士後期課程3年とする。

## 第2章 授業科目・単位数及び履修方法

(授業科目、単位数及び履修方法)

第7条 本大学院の授業科目、単位数及び履修方法を別表1に定める。

2 単位数の計算に関しては、文化学園大学学則第12条を準用する。

## 第3章 試験・課程修了の認定・学位授与

(単位認定)

第8条 本大学院において、所定の授業科目を履修した者に対しては、試験を行い合格した者に単位を与える。

(本大学院入学前の既修得単位の認定)

第9条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、博士前期課程及び修士課程では10単位、博士後期課程では4単位を超えない範囲（転入学者及び再入学者についてはこの限りではない）で、本大学院において修得したものとして認めることができる。

(試験及び成績評価)

第10条 試験及び成績判定の方法は、研究科委員会がこれを定める。

2 成績評価は、原則として試験成績（レポート・論文・作品を含む）・平常成績・出席状況等を総合して決定し、その科目の総合点は次による。

80点以上をA又はS、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC、60点未満をEとし、C以上を合格、Eを不合格とする。また、P（認定）を置き、入学前・転入等による修得単位の評価とする。

本大学院では評価の制度を厳格にし、学生の学修意欲を育てる意味で、A 評価対象者の中で特段に成績優秀であり、出席や学修に対する意欲等において、他の学生の模範となる学生にS評価を与えることができる。

なお、S評価はA評価対象者の5%以内または若干名の少人数に限ることとする。

(修了)

第11条 本大学院生活環境学研究科被服環境学専攻（博士後期課程）に3年以上在学し所定の科目について10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け博士論文の審査及び最終試験に合格した者を、被服環境学専攻（博士後期課程）の修了者とする。

2 本大学院生活環境学研究科被服学専攻（博士前期課程）に2年以上在学し所定の科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け修士論文又は修了作品の審査及び最終試験に合格した者を、被服学専攻（博士前期課程）の修了者とする。

3 本大学院生活環境学研究科生活環境学専攻（修士課程）に2年以上在学し所定の科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け修士論文又は修了作品の審査及び最終試験に合格した者を、生活環境学専攻（修士課程）の修了者とする。

4 本大学院国際文化研究科国際文化専攻（修士課程）に2年以上在学し所定の科目について32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け修士論文の審査及び最終試験に合格した者を、国際文化専攻（修士課程）の修了者とする。ただし、実技又は実地調査を伴う研究分野においては、作品又は報告書の提出をもって修士論文の一部とすることができる。

5 修士論文・修了作品の提出に関する事項は別に定める。

(学位)

第12条 修了者には、文化学園大学学位規程の定めるところにより次の学位を授与する。

博士（被服環境学）	生活環境学研究科被服環境学専攻	博士後期課程
修士（被服学）	生活環境学研究科被服学専攻	博士前期課程
修士（生活環境学）	生活環境学研究科生活環境学専攻	修士課程
修士（国際文化学）	国際文化研究科国際文化専攻	修士課程

(免許状)

第13条 本大学院生活環境学研究科被服学専攻において、家庭の教科についての高等学校教諭専修免許状を取得するためには教育職員免許法及び同法施行規則に規定する所定の単位を履修しなければならない。

#### 第4章 入学・休学・退学・転学・除籍

(入学時期)

第14条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学長が必要と認めた場合は、後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 15 条 博士前期課程及び修士課程の入学資格は、学校教育法、学校教育法施行規則及び文部科学大臣告示等に基づいて認められる次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業（学士取得）した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより、当該国の 16 年の課程を修了した者
- (5) 外国において 15 年間の学校教育課程を修了し、本学の定める単位を優秀な成績で取得したと認められた者
- (6) 我が国において、外国の大学相当として文部科学大臣が指定した外国の学校の課程を修了した者
- (7) 外国の大学等において、修業年限が 3 年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (8) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了し、高度専門士の資格を取得した者
- (9) 旧制学校等を修了した者
- (10) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
- (11) 本大学院において、個別の入学資格審査により、学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者

2 博士後期課程の入学資格は、学校教育法、学校教育法施行規則及び文部科学大臣告示等に基づいて認められる次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として文部科学大臣が指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達した者

(入学試験)

第 16 条 入学志願者には入学試験を行う。

第 17 条 入学志願者は、指定期日までに別表 2 に定める入学検定料を添えて、募集要項に定める書類を提出しなければならない。

(休学・退学・再入学)

第18条 病気その他の事情により休学又は退学しようとする者は、保護者連署で願い出て、本大学院の許可を受けなければならない。

- 2 休学期間は原則として在籍年数に算入する。ただし、研究科委員会の議を経て、当該休学期間を在籍年数に算入しないことができる。
- 3 退学者で再入学を願い出る者については、正当な事由ありと認めた場合、退学許可後1カ年以内限り、無試験により原籍に編入することがある。

(転学・転入学)

第19条 他の大学院から本大学院へ、また本大学院から他の大学院へ転学しようとする者は、所定の手続をとらねばならない。

- 2 他の大学の大学院から転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。
- 3 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て除籍する。

- (1) 授業料、教育充実費、演習実習費（以下「学費」という。）を前期分は10月31日、後期分は3月31日までに納入しなかった者
  - (2) 休学期間を超えてなお修学できない者
  - (3) 本大学院において博士前期課程又は修士課程に4年、博士後期課程に6年在籍し、なお修了未決定の者
- 2 前項第1号及び第2号により除籍された学生が再入学を願い出た場合は第18条の規定を準用する。

## 第5章 職員及び運営組織

(職員)

第21条 本大学院の教員は、文化学園大学の教員の中から学長が命ずる。その他の職員は、文化学園大学の事務職員、技術職員及び司書をもって充てる。

(研究科委員会)

第22条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置く。  
研究科委員会に関する規程は別に定める。

## 第6章 研究生・科目等履修生・研修生及び特別受講生

(研究生)

- 第23条 本大学院において特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、研究科委員会において選考の上、学長が研究生としてこれを許可することができる。
- 2 研究生の入学検定料・入学金及び学費を別表3のとおり定める。

(科目等履修生)

第24条 特定の科目を選んで履修を志願する者があるときは、研究科委員会において選考の上、学長が科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生の入学検定料・入学金及び履修費を別表4のとおり定める。

(研修生)

第25条 公共団体その他の機関から本大学院へ、研修題目を定めて研修を願い出たときは、研究科委員会において選考の上、学長が研修生としてこれを許可することができる。

2 研修生の入学検定料・入学金及び学費を別表5のとおり定める。

(特別受講生)

第26条 文化学園大学の学部学生が特定の科目を選んで履修を願い出たときは、研究科委員会において選考の上、学長が特別受講生としてこれを許可することができる。

2 特別受講生の検定料及び履修費は不要とする。

第27条 研究生・科目等履修生・研修生及び特別受講生に関しては別に規程を設ける。

## 第7章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第28条 本大学院の学年・学期及び休業日に関する事項は、文化学園大学学則第8章の規程を準用する。

## 第8章 入学検定料・入学金・学費

(入学検定料・入学金・学費)

第29条 入学検定料、入学金は別表2及び別表6に定めるとおりとする。

2 学費は、別表6に定めるとおりとする。

(学費等の返還)

第30条 既納の学費は、入学前の3月31日までに入学を取消した場合を除き、原則として返還しない。

2 校外における研修等のために別途徴収する科目履修のための費用を納入後にやむを得ず参加不能となった場合は、費用の全額又は一部を返還することがある。

## 第9章 賞 罰

第31条 賞罰に関しては、文化学園大学学則第9章の規程を準用する。

## 第10章 雑 則

第 32 条 この学則の施行について必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを定める。

## 第 11 章 定型約款

(定型約款)

第 33 条 この学則及び本大学院が定めるその他諸規則（以下、「本約款」という。）を、民法第 3 編第 2 章第 1 節第 5 款で定める定型約款とみなす。

2 本約款は、民法第 548 条の 4 の規定により、変更することがある。

3 前項の規定により本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を本学のホームページに記載し、インターネットによる公開の方法により周知する。

### 附 則

この学則は、昭和 47 年 4 月 1 日制定施行する。

### 附 則

この学則は、昭和 49 年 4 月 1 日改定施行する。

### 附 則

この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日改定施行する。

### 附 則

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日改定施行する。

### 附 則

この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日改定施行する。

### 附 則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日改定施行する。

### 附 則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日改定施行する。

### 附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日改定施行する。

### 附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日改定施行する。

### 附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日改定施行する。

### 附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日改定施行する。

### 附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日改定施行する。

### 附 則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日改定施行する。

### 附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日改定施行する。

**附 則**

この学則は平成元年 4 月 1 日改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日改定施行する。

**附 則**

1 この学則は、平成15年 4 月 1 日改定施行する。

2 この学則は、平成15年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。  
ただし、家政学研究科から生活環境学研究科への研究科名の変更及び、第 7 章については、現に在学する学生にも適用する。

**附 則**

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日改定施行する。

**附 則**

第 8 条第 3 項は、平成 17 年 1 月 23 日から改定施行する。

**附 則**



- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 第 9 条の規定は、現に在学する学生についても平成 17 年 10 月 1 日改定施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 18 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。ただし、第 8 条第 4 項及び第 25 条については、現に在学する学生にも適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 19 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、第 18 条については、現に在学する学生にも適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 20 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、第 23 条については、現に在学する学生にも適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 21 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 25 条、第 26 条については、現に在学する学生にも適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 22 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 23 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、校名変更及び第 15 条については、現に在学する学生にも適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 24 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、第 8 条第 2 項、第 17 条、第 25 条については、現に在学する学生にも適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 25 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、第 5 条については、現に在学する学生にも適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 26 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、第 15 条については、現に在学する学生にも適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 27 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 28 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 29 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 6 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 29 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 30 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、第 7 条、第 8 条については、現に在学する学生にも適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 31 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

#### 附 則

- 1 この学則は、2020 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、2020 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、第 17 条については、現に在学する学生にも適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、2021 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、2021 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

#### 附 則

この学則は、2021 年 10 月 1 日改定施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、2022 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、2022 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。

#### 附 則

- 1 この学則は、2023 年 3 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、2023 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とす

る。ただし、第 27 条については、現に在学する学生にも適用する。

**附 則**

この学則は、2023 年 4 月 1 日改定施行する。

**附 則**

この学則は、2023 年 9 月 1 日改定施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、2024 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 別表 1 については、2024 年度の入学生から適用する。

別表 1

(1) 生活環境学研究所 被服環境学専攻

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
被服材料化学論	2	服装社会論 I	2
被服材料物理論	2	服装社会論 II	2
服装機能生理論	2	ファッションビジネス経営論 I	2
服装機能形態論	2	ファッションビジネス経営論 II	2
被服表面機能論	2	ファッション文化・芸術論 I	2
被服表面物性論	2	ファッション文化・芸術論 II	2
服装造形論	2	服装史論	2
服装設計情報論	2	服装文化論	2
服装デザイン論	2		

専攻講座 2 科目 4 単位選択及び 3 科目 6 単位以上選択、合計 5 科目 10 単位以上履修しなければならない。

(2) 生活環境学研究所 被服学専攻

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
アドバンスファッションデザイン専修		Physical and Chemical Property of Textile, and Functionality and Comfortability of Clothing	2
アドバンスファッションデザイン特論 I	2	Special Research in Clothing Studies	10
アドバンスファッションデザイン特論 II	2	被服学専攻共通選択科目	
アドバンスファッションデザイン演習	1	被服図学特論	2
アドバンスファッションデザイン実習	1	服装設計情報特論	2
被服学特別研究	10	日本経済・産業特論	2
テキスタイルデザイン学専修		服装造形学特論	2※
ファッションテキスタイル特論 I	2※	服装社会学特論	2※
ファッションテキスタイル特論 II	2※	服装史特論	2※
ファッションテキスタイル特論演習	1※	グローバルファッション特論	2
ファッションテキスタイル特論実験	1※	グローバルファッション特論演習	1
被服学特別研究	10	大学院共通選択科目	
服装機能学専修		文化人類学特論	2
服装機能学特論 I	2※	染織文化論	2
服装機能学特論 II	2※	テキスタイル企画特論	2
服装機能学特論演習	1※	テキスタイル企画特論演習	1
服装機能学特論実験	1※	身体美学論	2
被服学特別研究	10	官能評価法特論	2
服装社会・文化専修		官能評価法特論演習	1
服装社会・文化特論 I	2※	経営デザイン論	2
服装社会・文化特論 II	2※	経営デザイン論演習	1
服装社会・文化特論演習 I	1※	Academic Writing	2
服装社会・文化特論演習 II	1※	Giving Presentations in English	2
被服学特別研究	10	Academic Communication	2
ファッションビジネス専修		日本語 (基礎) A	1
ファッションビジネス特論 I	2※	日本語 (基礎) B	1
ファッションビジネス特論 II	2※	生活環境の情報分析と論述技法	1
ファッションビジネス特論演習 I	1※	外国語文献研究 A	2
ファッションビジネス特論演習 II	1※	外国語文献研究 B	2
被服学特別研究	10	調査研究法 A	2
グローバルファッション専修		調査研究法 B	2
Project Research I	5	大学院特別講義 A	2
Project Research II	5	大学院特別講義 B	2
Fashion Design	2		
Seminar in Fashion Design	1		
Japanese Art and Design	2		
Seminar in Japanese Art and Design	1		
Fashion Theory	2		
Media Studies	2		
Critical Writing	1		

(ア) アドバンスファッションデザイン専修、テキスタイルデザイン学専修、服装機能学専修、服装社会・文化専修、ファッションビジネス専修は各専修 4 科目 6 単位及び必修 10 単位を含め 30 単位以上修得しなければならない。

(イ) グローバルファッション専修は、必修 20 単位を含め、30 単位以上修得しなければならない。

(ウ) 高等学校教諭 1 種免許状 (家庭) 取得済で、高等学校専修免許状取得希望の場合は※印の科目中 24 単位選択。

## (3) 生活環境学研究科 生活環境学専攻

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
デザイン・造形学専修		大学院共通選択科目	
デザイン造形特論A	2	文化人類学特論	2
デザイン造形特論B	2	染織文化論	2
デザイン造形特論C	2	テキスタイル企画特論	2
デザイン造形特論演習	2	テキスタイル企画特論演習	1
デザイン造形特論実習	2	身体美学論	2
デザイン造形特論実験	2	官能評価法特論	2
デザイン造形特論制作	2	官能評価法特論演習	1
生活環境学特別研究	10	経営デザイン論	2
建築・インテリア学専修		経営デザイン論演習	1
住環境デザイン特論Ⅰ	2	Academic Writing	2
住環境デザイン特論Ⅱ	2	Giving Presentations in English	2
住環境デザイン特論演習Ⅰ	1	Academic Communication	2
住環境デザイン特論演習Ⅱ	1	日本語（基礎）A	1
インテリア環境特論	2	日本語（基礎）B	1
災害安全情報特論	2	生活環境の情報分析と論述技法	1
環境行動特論	2	外国語文献研究A	2
地域施設計画特論	2	外国語文献研究B	2
生活環境学特別研究	10	調査研究法A	2
		調査研究法B	2
		大学院特別講義A	2
		大学院特別講義B	2

各専修4科目6単位及び必修10単位を含め、30単位以上修得しなければならない。

## (4) 国際文化研究科 国際文化専攻

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
国際文化専修		化粧心理学特論	2
異文化コミュニケーション特論	2	身体心理学特論	2
中国文化特論	2	健康心理学特論Ⅱ	2
国際関係と現代アメリカ特論	2	健康心理学特別研究	10
言語文化特論	2	大学院共通選択科目	
観光産業特論	2	文化人類学特論	2
航空事業特論	2	染織文化論	2
ホスピタリティ・マネジメント特論	2	テキスタイル企画特論	2
日本文化研究	2	テキスタイル企画特論演習	1
アジア文化研究	2	身体美学論	2
アメリカ文化研究	2	官能評価法特論	2
英米文化研究	2	官能評価法特論演習	1
観光文化研究	2	経営デザイン論	2
日本史学特論	2	経営デザイン論演習	1
国際文化特別研究	10	Academic Writing	2
健康心理学専修		Giving Presentations in English	2
健康心理学特論Ⅰ	2	Academic Communication	2
発達心理学特論	2	日本語（基礎）A	1
ライフスタイル特論	2	日本語（基礎）B	1
臨床心理学特論	2	生活環境の情報分析と論述技法	1
心理学研究法特論	2	外国語文献研究A	2
心理データ解析特論	2	外国語文献研究B	2
メンタルヘルス特論	2	調査研究法A	2
産業心理ストレス特論	2	調査研究法B	2
コミュニティ心理学特論	2	大学院特別講義A	2
ファッション心理学特論	2	大学院特別講義B	2

特別研究（10単位）のほかに、大学院共通選択科目を4単位以上、指導教員の指示により国際文化専修は自専修の科目から12単位以上、健康心理学専修は自専修の科目から8単位以上、合計32単位以上履修しなければならない。

生活環境学研究科被服学専攻、生活環境学専攻及び国際文化研究科国際文化専攻において、指導教授の指示により他専攻の科目を修了に必要な単位数として、最高8単位まで認めることができる。ただし、当該授業科目の担当教員の認めたものに限る。

別表2 入学検定料

(単位：円)

入学検定料	
生活環境学研究科	35,000
国際文化研究科	博士前期課程から博士後期課程への志願者のみ 15,000

別表3

(1) 研究生 入学検定料・入学金 (単位：円)

入学検定料	入 学 金
18,000	76,000

(2) 研究生 授業料 (単位：円)

授業料(6ヵ月)	授業料(1ヵ年)
350,000	700,000

別表4

(1) 科目等履修生 入学検定料・入学金 (単位：円)

入学検定料	入 学 金
18,000	76,000

(2) 科目等履修生 履修費 (単位：円)

講 義 科 目 (1単位)	演習実習科目(1単位)	
	履 修 料	演習実習料
30,000	30,000	20,000

別表5

(1) 研修生 入学検定料・入学金 (単位：円)

入学検定料	入 学 金
18,000	76,000

(2) 研修生 授業料 (単位：円)

授業料(6ヵ月)	授業料(1ヵ年)
350,000	700,000

別表6 学費

(年間)

(単位：円)

項目	入学金	授業料	教育充実費	演習実習費	健康診断料 ・賠償保険
外部	300,000	750,000	300,000	42,500	1,500
内部	130,000	750,000	275,000	42,500	1,500
2・3年次(年間)		教育充実費 300,000		演習実習費 39,500	